

# 両立支援制度一覧(結婚・妊娠/出産・育児・介護)

【常勤職員】

(2025.10.1時点)

種類	給与等	種類	男性	女性	名称	対象者	事由	期間
結婚	有給 (特別休暇)	結婚	○	○	結婚休暇	職員が結婚する場合	結婚式、旅行その他の結婚にともない必要と認められる行事等のため	結婚日の5日前から当該結婚日の日後1月以内の連続する5日の範囲内 ※連続する5日
		妊娠	○	○	出生サポート休暇	不妊治療を行う職員	不妊治療に係る通院等のための休暇	年5日以内(体外受精・顕微受精の場合は10日以内) ※1日、1時間または1分単位で取得
妊娠・産後	有給	妊娠	-	○	妊娠中・産後の保健指導・健康診査による勤務免除	妊娠中および産後1年以内の女性職員	母子保健法に基づく保健指導・健康診査の受診	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(※なお医師指示により変動)
	有給	妊娠	-	○	通勤緩和による勤務免除	妊娠中の女性職員	交通機関の混雑が母体・胎児に影響する場合	始業・終業時刻において1日最大1時間以内で必要な時間
	有給	妊娠	-	○	休息・補食時間の勤務免除	妊娠中の女性職員	業務が母体・胎児に影響する場合の休息・補食	勤務時間内で適宜必要と認められる時間
	-	妊娠	-	○	妊娠中・産後の就業制限	妊娠中および産後1年以内の女性職員	妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない	妊娠中および産後1年以内
	-	妊娠	-	○	妊娠中の業務軽減	妊娠中	本人の請求により、業務の軽減または他の軽易な業務等へ	妊娠中
	-	妊娠	-	○	妊産婦の休日・深夜・超過勤務制限	妊娠中および産後1年以内の女性職員	本人の請求により、健康保持のため	妊娠中および産後1年以内 ※休日を変更して勤務日に振替られた場合は、この限りではない
	-	妊娠	-	○	在宅勤務	妊娠により出勤が困難な女性職員	妊娠による通勤困難	週の所定勤務日数5日→3日以内、週の所定勤務日数4日→2日以内、週の所定勤務日数3日以下→1日 ※特別な理由がある場合は柔軟に対応
	出産	有給 (特別休暇)	出産	-	○	産前休暇	出産予定の女性職員	分娩予定日6週間前(多胎は14週間)
有給 (特別休暇)		出産	-	○	産後休暇	出産した女性職員(妊娠12週以後の分娩)	出産後の休養	出産翌日から8週間(医師の認可で6週間以降就業可)
有給 (特別休暇)		出産	○	-	配偶者出産休暇	妻が出産する職員、妻が出産した職員	妻の出産に伴う入院付添い等	入院日から出産後2週間までの間で2日以内 ※1日ごとに分割可能
有給 (特別休暇)		出産	○	-	出産養育休暇	妻が出産し、子を養育している職員	出産に係る子または小学校就学前の子の養育	出産予定日6週間前から出産後1年までの間で5日以内(多胎妊娠は14週間前から取得可能) ※1日、1時間または1分単位で取得
育児	無給 ※育児休業給付金対象	育児	○	○	育児休業	3歳に満たない子を養育する職員(特別養子縁組請求中等の準用対象含む)	当該子を養育するため	育児休業開始予定日から育児休業終了予定日まで(原則:子が3歳に達する日まで。期間の定めある職員は雇用期間の満了日を超えない)
	無給 ※出生時育児休業給付金対象	育児	○	△	出生時育児休業	養育する子の出生に伴い休業を希望する職員	出生直後の育児対応(母父を含めた出生直後の育児支援)	出生日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内において、4週間以内(出産予定日前後の扱いあり) ※女性は産後休暇と重複不可 ※期間中も就業可(条件あり)
	-	育児	○	△	出生時育児休業期間中の就業制限	出生時育児休業申請者	出生時育児休業中に就業する場合の制限	所定労働日数・時間の半分以下、開始・終了日は短時間勤務
	有給 (特別休暇)	育児	○	○	子の看護等休暇	小学校第3学年終期までの子を養育する職員	子の看護、予防接種、健康診断、感染症に伴う学級閉鎖又は出席停止、教育行事参加(入園式、入学式、卒園式)	年5日(子が2人以上の場合は10日) ※1日、1時間または1分単位で取得
	有給 (特別休暇)	育児	△	○	保育休暇	生後1年未満の子を育てる職員	授乳、登園送迎等の保育のため	1日2回それぞれ30分(条件により調整あり) ※男性職員も条件により取得可能
	無給	育児	○	○	育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する職員	育児のため短時間勤務を希望する場合	勤務形態に応じて週19時間30分～25時間まで ※複数の勤務形態から選択可能(①4h×週5②5h×週5③7.75h×週3④7.75h×週2+4h×週1⑤1週あたり19時30分～25時間の範囲で学長が定める形態)
	無給	育児	○	○	育児時間	小学校就学前の子を養育する職員	育児のため勤務時間の一部免除を希望する場合	1日最大2時間(保育時間取得者は調整あり) ※30分単位で取得 ※育児短時間勤務者は対象外
	-	育児	○	○	早出遅出勤務	小学校就学前の子を養育する職員 学童保育に通っている子を迎えに行く職員	育児のため始業・終業時刻を調整する必要がある場合	請求に基づく期間(7:30～19:15の範囲)
	-	育児	○	○	育児による勤務時間の制限	小学校就学前の子を養育する職員	育児のため所定勤務時間を超える超過勤務を行わないように請求	1回の請求期間は1か月～1年間
	-	育児	○	○	育児による超過勤務時間の制限	小学校就学前の子を養育する職員	育児のため超過勤務時間数に上限を設けるように請求	1ヶ月で24時間以内、1年で150時間以内の超過勤務(1回の請求期間は1か月～1年間)
介護	有給 (特別休暇)	介護	○	○	短期介護休暇	要介護者(配偶者・父母・子・祖父母等)を介護する職員	2週間以上の常時介護が必要な家族の介護	年5日(要介護者が2人以上の場合は10日) ※1日、1時間または1分単位で取得
	無給 ※介護休業給付金対象	介護	○	○	介護休業	要介護者(配偶者・父母・子・祖父母等)を介護する職員	2週間以上の常時介護が必要な家族の介護	対象家族ごとに最大12ヶ月、4回まで(特例あり)
	無給	介護	○	○	介護部分休業	要介護者(配偶者・父母・子・祖父母等)を介護する職員	勤務時間の一部を介護のために免除	対象家族ごとに最大12ヶ月、4回まで(特例あり) ※1日最大4時間、30分単位で取得
	無給	介護	○	○	介護時間	要介護者(配偶者・父母・子・祖父母等)を介護する職員	勤務時間の始めまたは終わりに介護のため休業	対象家族ごとに最大36ヶ月 ※1日最大2時間、30分単位で取得
	-	介護	○	○	介護による早出遅出勤務	要介護者(配偶者・父母・子・祖父母等)を介護する職員	介護のため始業・終業時刻を調整する必要がある場合	請求に基づく期間(7:30～19:15の範囲)
	-	介護	○	○	介護による超過勤務時間の制限	要介護者(配偶者・父母・子・祖父母等)を介護する職員	介護のため超過勤務時間を制限する請求	1ヶ月で24時間以内、1年で150時間以内の超過勤務(1回の請求期間は1か月～1年間)
	-	介護	○	○	介護による深夜勤務の制限	要介護者(配偶者・父母・子・祖父母等)を介護する職員	介護のため深夜勤務を制限する請求	午後10時～午前5時の勤務を制限(1回の請求期間は1～6か月の間)
	-	介護	○	○	在宅勤務	要介護者(配偶者・父母・子・祖父母等)を介護する職員	介護のため	週の所定勤務日数5日→3日以内、週の所定勤務日数4日→2日以内、週の所定勤務日数3日以下→1日 ※特別な理由がある場合は柔軟に対応



※ あらかじめ申請や請求が必要です。また、医師等の証明や本学の承認が必要な場合もあります。  
 ※ 他の制度、夫婦間での調整等により、重複した休暇休業期間や日数が変更になる場合があります。  
 ※ 給付金は、加入している社会保険等により、支給要件・金額・給付内容等が異なります。  
 ※ 詳しくは人事課へご相談、お問い合わせください。

男女共同参画推進室 女性研究者支援機構 オフィス海なみ